

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 自転車の安全利用(第11条—第14条)

第3章 自転車利用者等による保険等への加入等(第15条—第20条)

第4章 自転車を利用する環境の整備(第21条—第26条)

第5章 雜則(第27条・第28条)

附則

本市は、温暖で晴れの日が多く、地形が平坦であるため、市民生活において自転車はよく利用されている。また、自転車は、環境への負荷が少なく、かつ、身近な移動手段であって、スポーツ、レクリエーション活動等に利用でき、観光の振興、地域の活性化等にも活用できるとともに、災害時における交通機能の維持等の役割その他の高い有用性があることから、更なる利用拡大が望まれている。

しかしながら、自転車の利用環境に対する市民の満足度は低く、また、ルールを無視した危険な運転による交通事故や自転車の盗難、ひったくり等の犯罪も発生している。

このような状況に鑑み、自転車の安全で適正な利用を促進するため、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用及び自転車を利用する環境の整備について必要な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- (3) 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (4) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいう。
- (7) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用によって他人の生命若しくは身体又は財産を害した場合に、それにより生じた損害の賠償の責任を負うべきときの自転車利用者の損害をてん補する保険又は共済をいう。
- (8) 学校 市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (9) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (10) 自転車利用者 市内において自転車を利用し、又は所有する者をいう。
- (11) 子ども 次に掲げる者をいう。
 - ア 小学校就学の始期に達するまでの者(以下「幼児」という。)
 - イ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している者
- (12) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- (13) 自転車貸出業者 自転車の貸出しを業とする者をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車は車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であるという認識の下、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めることにより、自転車の有用性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民等、関係機関、関係団体及び事業者との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、市民等に対し、自転車の安全で適正な利用を促進するための交通安全教育及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、市民等、関係機関、関係団体及び事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深めるとともに、自転車に係る事故及び犯罪の防止に努めなければならない。

2 市民等は、自転車の安全で適正な利用を推進するとともに、市及び関係機関が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深めるとともに、啓発活動その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業者に対し、交通安全に関する法令、条例等の遵守、自転車に係る点検及び整備の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市及び関係機関が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する市民等の理解を深めるため、啓発活動その他自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、市及び関係機関が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(歩行者の責務)

第9条 歩行者は、道路の通行に当たっては、携帯電話等の画面を注視することその他の注意力が散漫となるような行為を慎むことにより、道路交通に危険を生じさせないよう努めなければならない。

2 歩行者は、夜間に歩行する場合は、明るい目立つ色の服装又は反射材を着用するよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第10条 自動車等の運転者は、車道を通行する自転車の安全に十分配慮した運転に努めなければならない。

2 自動車等の運転者は、追越し等のため自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

3 自動車等の運転者は、自転車の通行の用に供するために区画された部分又は自転車が走行する環境が整備された車道にみだりに停車又は駐車を行わないよう努めなければならない。

第2章 自転車の安全利用

(自転車の安全な利用及び点検整備)

第11条 自転車利用者は、子ども、高齢者、障害者等を含む歩行者の通行及び自動車等の運行に十分配慮して自転車を利用しなければならない。

2 自転車利用者は、次に掲げる事項を励行することにより、自転車に係る事故及び盗難等の被害の防止等に関する意識を高めるとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

(1) 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先

(2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

(3) 夜間はライトを点灯

(4) 飲酒運転は禁止

(5) ヘルメットを着用

3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び夜間の視認性を高める反射材の装備その他事故の防止のために必要な整備を行うよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、自転車を駐車するときは歩行者及び自動車等の通行を妨げないよう努めなければならない。

5 自転車利用者は、点字ブロックの上又は付近への駐車を行ってはならない。

6 自転車小売業者は、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

(防犯対策)

第12条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の2か所を施錠する等盗難を防止するための措置、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策を講ずるよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の防犯対策の普及に努めなければならない。

(交通安全教育)

第13条 市は、市が設置する学校に在学する者に対し、発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導(以下「教育等」という。)を行うよう努めるものとする。

2 市は、市が設置する学校以外の学校の設置者に対し、教育等を行うよう協力を求めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

3 学校の長は、当該学校に在学する者に対し、教育等を行うよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用等)

第14条 自転車を運転する者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

2 保護者は、その監護する子どもが自転車を単独で運転するときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならぬ。

3 高齢者、障害者等で自転車の利用に当たり配慮を必要とするものの同居者等は、その者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。

4 市は、乗車用ヘルメットの着用による交通事故の被害の軽減等の情報を提供するとともに、乗車用ヘルメットの普及啓発に努めなければならない。

第3章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第15条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第16条 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(事業者の自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第17条 事業者は、その事業活動において従業者に当該事業者が所有する自転車を利用させるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

2 事業者は、その事業活動において従業者に当該事業者が所有する自転車を利用させるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車貸出業者の自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第18条 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に自転車を貸し出すときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

2 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に自転車を貸し出すときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、自転車貸出業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、適用しない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第19条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸出事業者は、自転車を借り受けようとする者に自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

第20条 市は、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、当該学校に在学する自転車利用者及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第4章 自転車を利用する環境の整備

(道路の整備)

第21条 市は、関係機関と相互に連携協力し、歩行者、自転車を運転する者、自動車等運転者その他道路を通行する者がそれぞれ安全に安心して通行することができる道路の整備に努めなければならない。

(自転車の駐車対策の推進)

第22条 市は、地域の自転車等の利用状況を勘案し、自転車の駐車に係る環境の整備を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行う施設において自転車の駐車需要を生じさせる場合は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の確保及び自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車利用に関する公共交通機関との連携)

第23条 市は、公共交通に関する事業者と協力して、自転車と公共交通機関の乗換えに資する施設の整備等を行うよう努めなければならない。

(施設等の整備)

第24条 市は、サイクリング等(自転車を使うスポーツ及びレクリエーション活動をいう。以下同じ。)を推進するため、案内表示、サイクリング等を行う者が自転車の整備又は休憩をすることができる施設その他のサイクリング等に親しむための施設及び設備の整備に努めるものとする。

2 市は、岡山市コミュニティサイクル事業実施条例(平成24年市条例第101号)第1条に規定する岡山市コミュニティサイクル事業の利用促進に資する施設又は設備の整備に努めるものとする。

(推進組織)

第25条 市、関係機関、関係団体及び事業者は、相互に連携して自転車の安全で適正な利用を総合的かつ計画的に推進するための組織を置くことができる。

(自転車安全利用月間)

第26条 自転車の安全利用について市民等の关心と理解を深めるため、毎年5月を自転車安全利用月間とし、市は、その趣旨にふさわしい取組を実施するものとする。

第5章 雜則

(財政上の措置)

第27条 市は、自転車の安全で適正な利用の促進と利用環境の向上に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和5年市条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。